

# 「内務省委託本」調査レポート

## 第8号：写真から読み解く、天皇を巡る検閲

2014年3月(報告/安野一之)

発行:千代田区立千代田図書館

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。1937(昭和12)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

## はじめに

戦前の出版検閲における最大のタブーは天皇に関するものであった。出版検閲の根拠法であった出版法、新聞紙法のいずれもが、「皇室の尊厳を冒瀆」した者に重い罪を科し、厳重に取り締まっていた。内務省委託本の中にも、検閲官達が細心の注意を払って天皇に関する記述を検閲していたことをうかがわせる資料がいくつか残されている。

今回のレポートではその事例の一つを取り上げ、戦前の天皇を巡る検閲がどのようなものだったのか報告する。

## 戦前の天皇写真

今回取り上げる資料は昭和10年(1935年)5月に刊行された『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』という写真帖である。題名からも分かる通り、この写真帖は満洲国皇帝・溥儀の来日を記念して刊行された。

当時、外国元首の訪日は初めてのことであり、新聞・雑誌は連日のように天皇と溥儀の動向を伝えていた。



『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』  
帝國軍備研究會編  
(帝國軍備研究會、1935年5月)  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

さて、この写真帖に残された検閲の痕跡を確かめる前に、戦前の天皇・皇族の写真について簡単に整理しておきたい。

恐らく多くの人にとって戦前の天皇の写真と言えば「御真影」を思い浮かべるのではないだろうか？校庭に並んだ子ども達が泰安殿と呼ばれるコンクリート製の祠に頭を下げている写真を目にした人、年配の方であれば実際に頭を下げたことのある人もいるのではないだろうか？

「御真影」に関しては数多くの先行研究があり、ここではその一部にしか言及できないが、例えば多木浩二の『天皇の肖像』(岩波書店、2002年)は「御真影」が国家によってどのように作製され、流布されることによって天皇制国家を作り上げる強力な文化装置となったかを明快に論じている。多木の論は主に「御真影」形成期、つまり明治時代に焦点が当てられているが、小野雅章の『天皇の肖像写真(御真影)と学校との関係史研究』(博士論文、乙第6826号、2011年日本大学提出、未公刊)は学校における「御真影」の取り扱いについて通史的に整理されている。

小野によると泰安殿のような形で「御真影」を管理することが推奨されるようになったのは1920年代以降だが、文部省が「御真影」の管理状況の実態調査を開始したのは昭和7年(1932年)だと言う。これは、昭和3年(1928年)、昭和天皇の即位に伴って全国の学校に一斉下付された「御真影」を3年後に変色しにくいカーボン写真と交換したところ、回収された「御真影」に多数の汚損が見つかったことに起因している。つまり、この頃までは、「御真影」の保管方法を巡って学校や地域によってバラツキがあったことが分かる。

「御真影」が国家によって用意され、奉られる対象だったとすれば、戦前の天皇・皇族の写真にはもう一つの流れが存在した。右田裕規の「戦前期「大衆天皇制」の形成過程--近代天皇制における民間マスメディアの機能の再評価」(『ソシオロジ』、社会学研究会、47巻2号、2002年)によれば、戦前期マスメディアにとって皇室に関する情報は非常に重要な「商品」の一つであり、1900~1910年代にかけて皇族のグラビアは大量に流通していたと言う。さらに、1920年代に入り大正天皇の代わりに若い皇太子を「スター」化する動きは加速し、宮内省も宮中のプライベートな写真をマスコミに提供することもあったと言う。

『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』で検閲されている写真は、これらとは少々趣を異にする「鹵簿写真」と呼ばれるものである。「鹵簿(ろぼ)」とは、今日では耳慣れない言葉だが、天皇の行幸や皇后、皇太后、皇太子などの行啓を意味している。

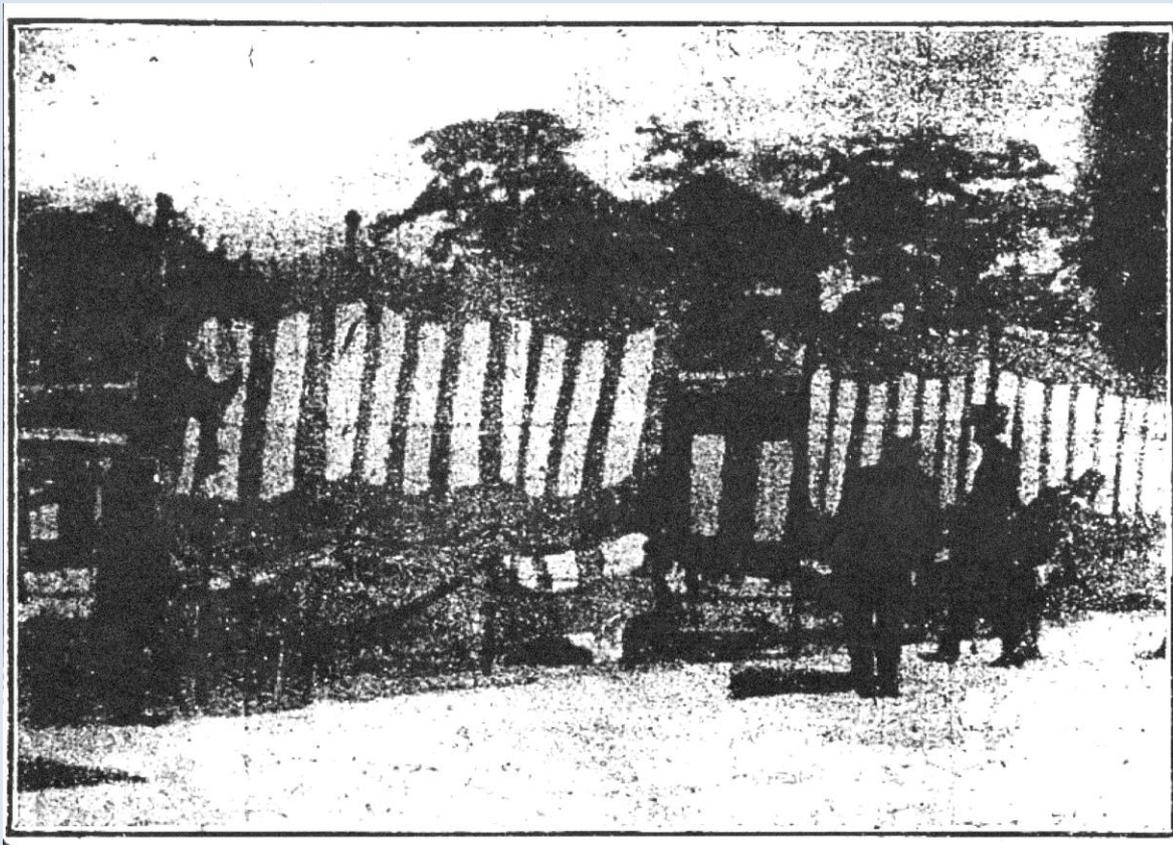
宮内省写真部の熟練した写真師よって撮影された「御真影」に比して、「鹵簿写真」は、取材許可を得れば新聞社などのカメラマンや一般の写真師も撮影することが出来た。それ故、様々なトラブルが想定され、撮影のための細かなルールが設定されることになる。また、前者が撮られることを意識した写真だったのに対し、後者は撮られることを意識していたとは限らず、「撮られてしまった」写真であったことも大きな違いと言えるだろう。

## 「鹵簿写真」とは？

「鹵簿写真」に関する取り決めで最も古いものは、大正2年(1913年)11月に出された『行幸啓の鹵簿撮影取締に関する件依命通牒』(アジア歴史資料センター;レファレンスコード:A05032456900)である。この通牒は内務省警保局長の名で出されたもので、「鹵簿」の警衛を担当する各府県庁の警察に通知された。要点を整理すると以下のようなになる。

1. 行幸啓の鹵簿撮影は、不敬でなく、取締上差し支えなければ認める。
2. ただし、徒歩や乗馬の撮影は禁止。
3. 新聞社社員や拝観人の中にこのような行動に出る者が無いよう特に配慮して欲しい。徒歩、御道筋の取締中、このような者を見つけたら懇切丁寧に諭し予防に務められたい。
4. 万一、取締をかいくぐって撮影した者があったとしても、新聞紙等にその写真を掲載しないよう、社主などに注意しておく。

このような通牒が出された背景の一つに、大正元年(1912年)10月20日、大正天皇が桃山御陵(明治天皇の陵墓)に参拝した時の様子を大阪朝日新聞が翌21日の新聞に載せたことがある。



「大阪朝日新聞 1912年10月21日朝刊」  
国立国会図書館所蔵

『原敬日記』(大正2年10月21日の記述)には当時の様子が次のように書かれている。

…伏見宮殿下の御話に、桃山御陵に於て両陛下の御写真を取りて朝日新聞に掲載あり、皇后陛下には常に注意はなし居るも妙な姿勢の折などに写真を取られては誠に困るとの御話もありたいとの御内話に付、余(原敬)は実は今朝新聞を見て驚きたる旨申上げ将来を注意せしむべき旨御答をなせり。

『原敬日記』(原奎一郎編、福村出版、2000年)

この時の記者は宮内省官吏にそっくりな格好をして天皇に近づき、手早く撮影したらしい。内務大臣であった原敬はオカムリだったが、大正天皇はそれほど怒っていなかったようだ。

陛下に拜謁のとき此御写真の事に付恐懼に堪へず将来を戒むべき旨言上せしに、陛下は是には内務大臣も困るならんと御笑ありたり。

『原敬日記』(原奎一郎編、福村出版、2000年)

天皇が「御笑」になっても、警衛責任者であった内務省警保局長にしてみれば笑える話ではない。上述の鹵簿撮影に関する通牒は、この事件の僅か 2 週間後に出されており、警保局が大急ぎでルールを策定したことが分かる。

鹵簿撮影に関する通牒はその後も何度か出されるが、ポイントだけ整理すると以下ようになる。

大正 5 年(1916 年)『鹵簿撮影の件依命通牒』 (アジア歴史資料センター;レファレンスコード:A05032480100) ⇒大正 2 年(1913 年)ルールの詳細化。活動写真撮影禁止が明記される。
大正 10 年(1921 年)『鹵簿撮影其の他の件依命通牒』 (アジア歴史資料センター;レファレンスコード:A05032516300) ⇒規制緩和。徒歩・乗馬姿の撮影許可。条件付きで活動写真許可。
昭和 2 年(1927 年)『鹵簿撮影の件依命通牒』 (アジア歴史資料センター;レファレンスコード:A05032291200) ⇒大正天皇崩御に伴い、大正 10 年(1921 年)ルール自然消滅。昭和天皇によるルール継承。
昭和 5 年(1930 年)『行幸行啓及皇族御旅行の際に於ける御写真撮影に関する件』 (アジア歴史資料センター;レファレンスコード:A05032019400) ⇒行幸啓に関するルール確認。

こうして並べてみると、1921 年の改訂が大きなターニングポイントだったことが分かる。この年の 3 月、皇太子は初めての欧州外遊に出発したが、出発の様子は活動写真でも撮影されている。この時の通牒は皇太子の帰国直前に出されており、現状を追認したものと言えるだろう。

## 鹵簿写真を写したカメラマン

さて、このようにして決められた鹵簿撮影のルールであるが、実際の撮影現場はどのようなものだったのだろうか。当時のカメラマン(写真師)の言葉をいくつか見てみたい。

工藤美代子の『工藤写真館の昭和』(ランダムハウス講談社、2007 年)の冒頭には、著者の祖父、工藤哲朗が大正 15 年(1926 年)7 月に摂政宮(後の昭和天皇)を撮影したときのエピソードが書かれている。それによると撮影する時は「白の背広に白靴を着用」し、(畏れ多いので)「写真を撮るのに摂政宮のお顔をみてはいけない」とされていた。あらかじめ摂政宮の通る場所にピントを合わせておき、摂政宮が通るであろうタイミングを計って撮影したという。

大正 11 年(1922 年)の春に摂政宮を撮影した三浦虎吉のエピソード(三浦虎吉「天皇と暗箱カメラマン」、『文藝春秋』31 卷 3 号、1953 年)にも同じような苦労話がかかれていますが、こちらはもう少し要領良く撮影したようである。三浦は、撮影の瞬間、摂政宮に立ち止まって貰うことは出来ないかと侍従に相談したところ、「君、こういう時には要領よくやるんだよ。要領よく、ね」と助言され、摂政宮が近づいてきた時に「恐れ入りますが、お写真を一枚頂きとうございます」と話しかけ、無事に撮影できたという。天皇ではなく摂政宮だから許された行為だったかも知れないが、必ずしも四角四面な対応ではなかったようである。

最後にもう一つ、面白いエピソードを紹介しよう。門田勲の『新聞記者』には猫背だった昭和天皇の写真を修正した話が収められている。

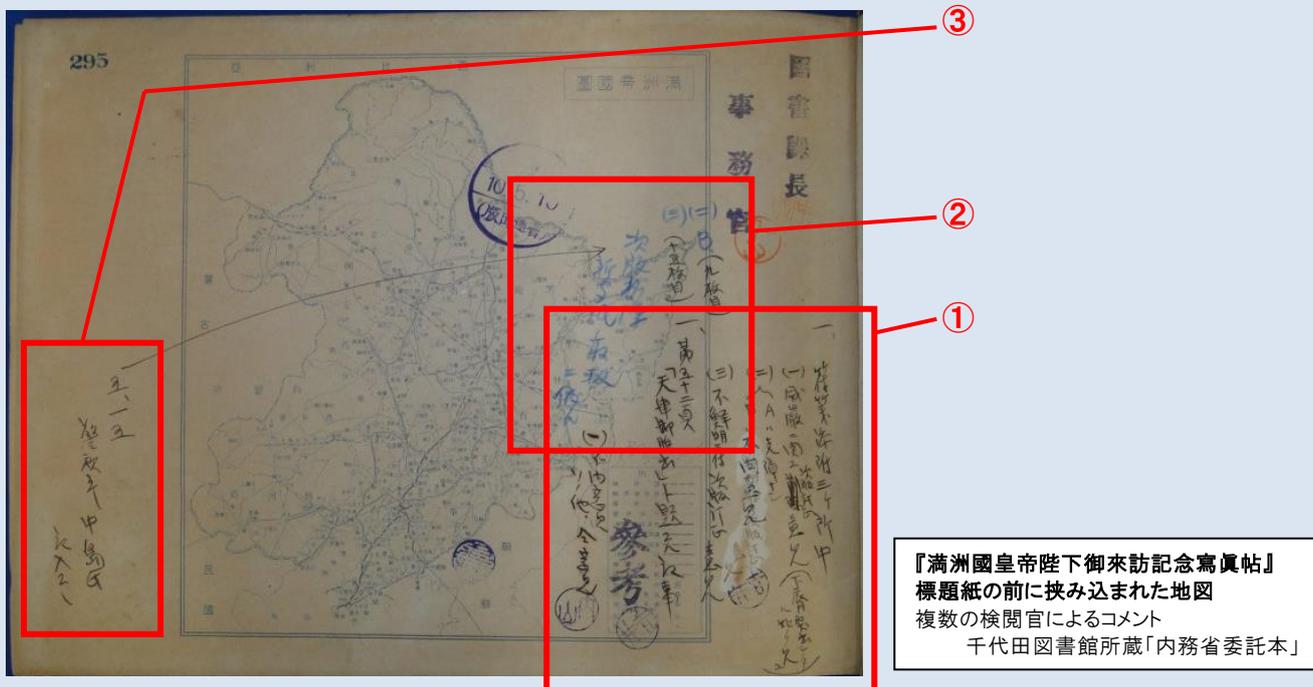
陛下はちょっと猫背だ。ちっともポーズをつけぬお人柄によく似合って、親しみを感じさせられるが、昔は天皇の猫背の写真は大禁物。仕方のないときは、修正係が写真の天皇の猫背を削った。朝日新聞に浅井さんという写真修正の名人がいたが、天皇の背中削りなどという「宮廷注意」ものの写真はみんなこの人の手を煩わしたものだ。

『新聞記者』(門田勲、筑摩書房、1963 年)

宮内省写真部が撮影した「御真影」と違い、鹵簿写真は天皇にポーズを求めたり、撮り直したりすることが許されない。仮に猫背の写真を掲載し、禁止処分を受ければ甚大な損失を被ることになる。こうした苦労は鹵簿写真ならではのものだったと言えるだろう。

## 『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』に残された検閲の跡

前振りが長くなってしまったが、いよいよ内務省委託本の『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』にどのような検閲が行われていたのかを確認していきたい。この写真帖の見返しには多くのコメントが書き込まれている。一見して分かるとおり、コメントは複数の人間によるものであり、この本を巡って様々な意見が出されたことが想像される。少々煩瑣だが、これらのコメントを順番に見ていく。



まずは右下の万年筆で書かれた①の部分から確認していこう。

- 一 付箋添付三カ所中
  - (一) 威厳二関スル次版訂正意見  
(下唇突出シタル如ク見ユ)
  - (二) A ハ支障ナシ
  - (二) B ハ「不鮮明ニ付キ次版訂正意見」を修正して)不問意見 (吉井印)
  - (三) 不鮮明ニ付次版訂正意見

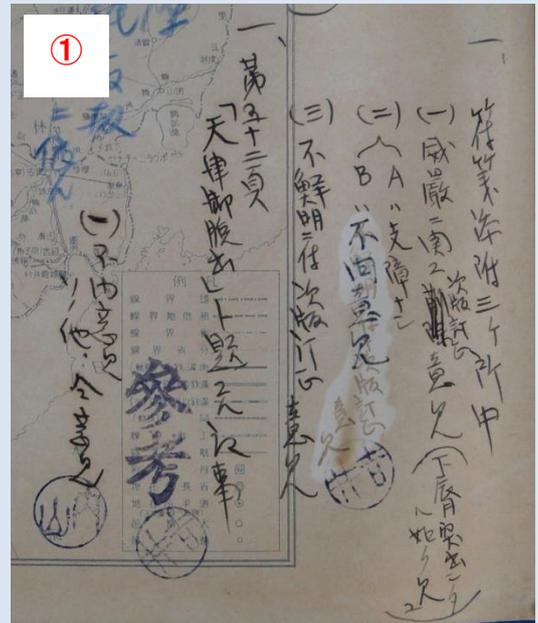
一 第五十三頁

「天津御脱出」と題する記事

(吉井印)

- (一) 不問意見 その他、同意見

(内山印)



『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』

①部分の拡大

万年筆で書かれたコメント

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

ここに印を捺している吉井六郎、内山鑄之吉という人物は内務省警保局図書課の古株で、内山は検閲係の主任だった。昭和 8 年(1933 年)以降、単行本検閲は二人体制で行うのが基本となっていたが、通常は若手とベテランの二人組になることが多かった。吉井、内山というベテラン二人が検閲したことからも、この本の取り扱いに慎重を期していたことが分かる。

「第五十三頁『天津御脱出』と題する記事」は、紫禁城を追放された後、天津の日本租界に匿われていた溥儀が、満洲国元首になるべく天津を脱出した裏面史が書かれている。このページには赤鉛筆で何カ所も傍線が引かれているが、本レポートの主題とはややズレてしまうので、ここでは割愛する。

さて、指摘されている内容を見ると、「(一)威厳二関スル次版訂正意見」として、天皇の下唇が突出しているように見える点を問題視している。これなどは先に挙げた天皇の猫背を修正した話と相通ずるものだろう。

この写真では分かりにくいですが、当時の様子を映したニュースフィルム(『満州の記録 映像の証言.20』、テンシャープ、1994 年)を見ると、汽車から降りてきた満洲国皇帝溥儀を迎えた天皇が、会釈しながら会話しているところであり、不自然な場面ではない。一瞬を切り取る写真ならではの問題と言えるだろう。

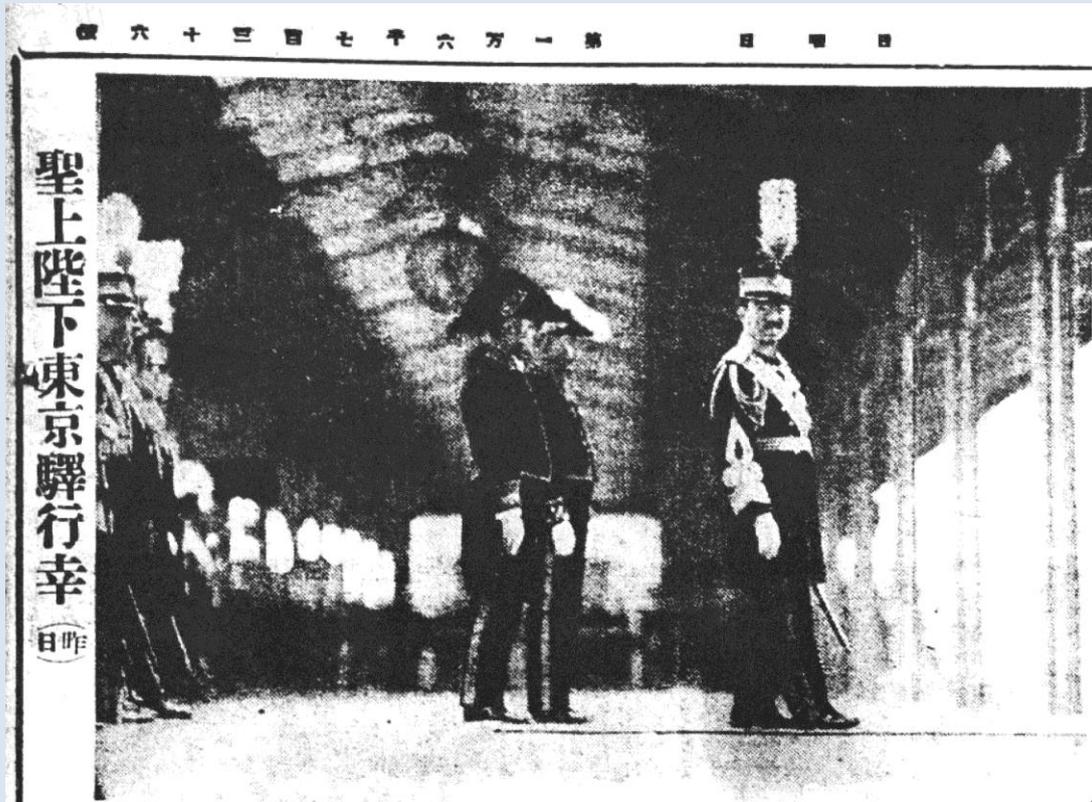


『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』

検閲官により「(一)威厳二関スル次版訂正意見」とコメントされた写真

千代田図書館所蔵「内務省委託本」

ちなみに、汽車の到着を待つ天皇が微笑んでいる写真を掲載した新聞は、「天皇の尊厳を冒瀆する」という理由で発売頒布禁止処分を受けている。この時、発売頒布禁止処分を受けた新聞は19紙に上り、天皇の写真が不鮮明だと言う理由で注意処分を受けた新聞は84紙を数えた。

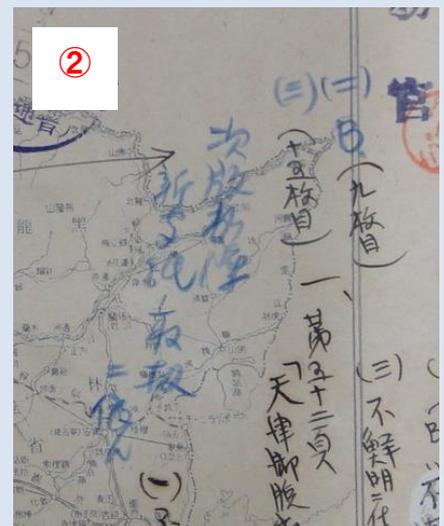


「下野新聞 1935年4月7日」  
発売頒布禁止処分となった新聞の写真の一例  
国立国会図書館所蔵

次に青鉛筆で記入された②の内容を見てみよう。問題となった写真は後ほど紹介する。

- (二)B(九枚目)
- (三)(一五枚目)
- 次版削除
- 新聞紙ノ取扱ニ依ル

「(二)B(九枚目)」「(三)(十五枚目)」と挙げられた2枚の写真は、不鮮明と言うことで問題視されたものである。「新聞紙ノ取扱ニ依ル」という書き込みをどのように解釈すれば良いのか悩ましいところだが、ここでは二つの可能性が考えられる。一つ目は、「次版削除処分にするか否かは、新聞がこの写真をどのように取り扱うか、その様子を見てから決定する」という解釈。もう一つは「不鮮明な写真を掲載した新聞に対する処分に準じ、次版削除処分とする」という解釈が考えられる。



『満洲国皇帝陛下御来訪記念写真帖』  
②部分の拡大  
青鉛筆で書かれたコメント  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

管見の限りでは、この写真を問題視した新聞記事は見当たらないので、一つ目の解釈であれば、この本は処分を免れたと推察される。一方、二つ目の解釈であれば、処分を受けたということになる。

では、問題とされた写真がどのようなものだったのか。以下に内務省委託本(=初版)と、昭和 10 年(1935 年)6 月 10 日に発行された改訂版を並べて比較してみよう。まず、検閲官が「(二)B」と記したものを。

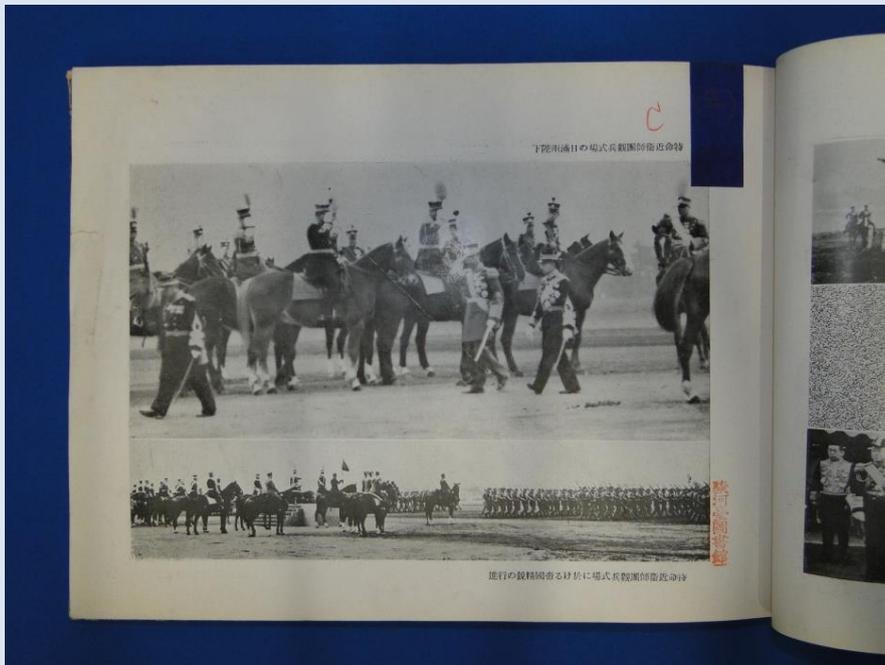


『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』  
1935 年 5 月に発行された初版  
検閲官が「(二)」と記している写真  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

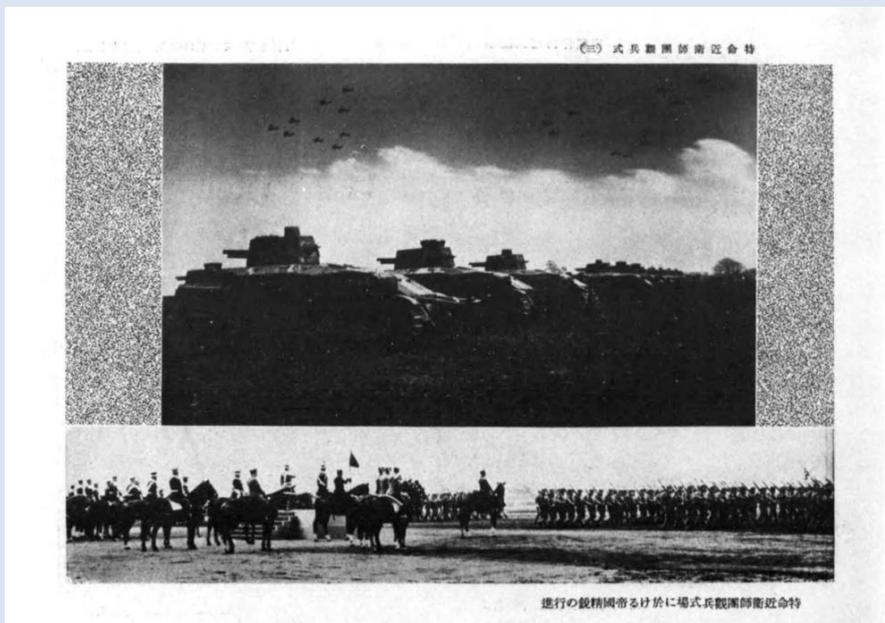


『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫真帖』  
1935 年 6 月 10 日に発行された改訂版  
初版でBにあたる写真(改訂版では左下)  
が差し替えられている  
国立国会図書館所蔵

次ページには、検閲官が「(三)(一五枚目)」と記した写真を掲載した。これら 2 組を見ると、吉井六郎のコメントでは B は「不問意見」と上書きされていたが、改訂版を見ると差し替えられている。同様に「(三)(一五枚目)」の写真も差し替えられており、吉井・内山の段階で不問とされた箇所は、上層部の判断で、新聞の処分に準じ次版削除処分になったと考えられるのだ。



『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』  
1935年5月10日に発行された初版  
検閲官が「(三)」としている写真  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」



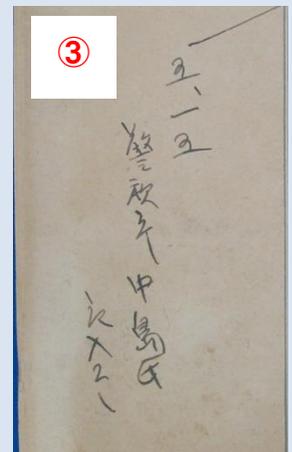
『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』  
1935年6月10日に発行された改訂版  
上の写真が差し替えられている  
国立国会図書館所蔵

最後の③の書き込みから、上述の②に向かって長い矢印が伸ばされている。

五、一五  
警視庁中島氏記入スミ

この「五、一五」は昭和10年(1935年)5月15日のことだろう。「警視庁中島氏記入スミ」というのは、「次版削除 新聞紙ノ取扱ニ依ル」という箇所を、警視庁の中島氏も何からの書類に記入したと言ふことなのだろうが、裏付ける資料がないのではっきりしたことは分からない。

なお、『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』は初版本、改訂版共に国立国会図書館デジタルコレクションでインターネット公開されており、手軽に閲覧することが可能である。



『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』  
③部分の拡大  
左端のコメント  
千代田図書館所蔵「内務省委託本」

## おわりに

天皇の写真を巡る先行研究の多くは、「御真影」やグラビアを取り上げたものであり、鹵簿写真に焦点を当てたものは、これまでほとんどなかった。宮内省写真部の撮影による「御真影」やグラビアは、出版法・新聞紙法の建前からすれば、警保局図書課が検閲したはずではあるが、そもそも問題になるような写真が公にされるはずもなく、検閲は有名無実化していたと考えられる。

それに比べ、鹵簿写真は、宮内省がコントロールしきれない皇居の外で、新聞社などのカメラマンが撮影したものであり、「皇室の尊厳を冒瀆」する可能性は格段に高かった。それ故、厳しい検閲が行われていたであろうことは容易に想像できる。

今回取り上げた『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』は、こうした漠然とした検閲のイメージを具体的に検証できる貴重な資料であり、検閲官たちの眼差しが写真のどこに向けられていたのかを端的に物語る資料だと言える。

一方、この写真帖が出版された昭和 10 年(1935 年)5 月というタイミングは、検閲官達が天皇を巡る問題に非常にナーバスになっていた時期でもある。

この年の 2 月 18 日。貴族院本会議で菊池武夫議員(男爵・陸軍予備中将)が、美濃部達吉の天皇機関説を「国体に背く学説」であり「不敬」であると攻撃したことに端を発した「天皇機関説事件」は、その後、国体明徴運動の大きなうねりとなっていく。

天皇機関説は、国家を法人と見立てた場合、天皇は最高機関であり主権者ではないとする憲法学説であり、憲法学の通説であると同時に、政党政治の理論的根拠でもあった。それに対し、国体明徴運動は天皇の絶対性や神聖さを求める動きであり、軍部や右翼、在郷軍人会によって急激な盛り上がりを見せていた。内務省も、こうした流れに押し切られる形で 4 月 9 日に美濃部の主要著作を発売頒布禁止・次版改訂処分になっている。

満洲国皇帝来日を控え、国体明徴運動は一時沈静化するが、離日と同時に再度活発化していく。こうした状況下で、仮に「不敬」な写真が流通することになれば、批判の矛先はそうした写真を禁止しなかった検閲側に向けられることもあり得たのである。

このように考えたとき、『満洲國皇帝陛下御來訪記念寫眞帖』を巡る検閲は、時代の大きな転換点に位置していたと言えるだろう。

---Written by-----

安野一之 1970 年生

國學院大學大学院博士後期課程単位取得満期退学。国文学研究資料館 COE 研究員、国際日本文化研究センター技術補佐員など。現在、早稲田大学政治経済学部現代政治経済研究所研究協力者。

2007 年から「内務省委託本」の調査・研究に取り組んでいる。

近著(共著)に『明治期「新式貸本屋」目録の研究』(作品社; 2010.11) など。

## 千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。(OPAC、Web-OPAC には対応していません)
- 詳しくは図書館職員までお問合わせください。

発行: 千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ: 千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話 03-5211-4290